

Q & A 集

被扶養者異動

Q1. 2026年9月30日までに被保険者が退職する場合、各種書類の提出は必要ですか？

「確認調書」のみご提出ください。

「確認調書」の備考欄に退職日及び『本人退職』と記入し、ご提出ください。

Q2. 既に異動手続きをしている確認対象者が記載されています。どうすればいいですか？

「確認調書」のみご提出ください。

「確認調書」の備考欄に『異動（削除）手続き済』と記入し、ご提出ください。

Q3. 提出期限までに取得できない書類があります。遅れて提出してもいいですか？

被保険者（従業員）様から遅れる旨をご連絡ください。

Q4. 今年1月1日時点、海外赴任中で住民票を国外転出していたため「令和8年度所得証明書」を交付してもらえませんでした。どうすればいいですか？

・赴任中の方・・・「確認調書」の備考欄に『令和8年1月1日時点海外在住の為、所得証明無し』と記入し、ご提出ください。

・帰国されている方・・・帰国日の確認できる書類（パスポートの写し、住民票の写し 等）をご提出ください。

Q5. 海外居住をしています。居住理由に該当する書類として何を提出すればいいですか？

海外居住理由	添 付 書 類
・海外留学	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等のコピー
・海外出向への帯同	査証（ビザ）、海外赴任辞令、出向先の公的な居住証明書等のコピー
・観光、保養、ボランティア等	査証（ビザ）、ボランティアの場合はボランティア派遣期間の証明や参加同意書等のコピー
・海外出向者との婚姻、出生	婚姻証明・出生証明等のコピー
・以前より居住（婚姻、出生）	婚姻証明・出生証明等のコピー

※日本国内に住所を有していない場合、原則として被扶養者の認定はされません。

ただし、上記の海外居住理由（国内居住要件の例外）に該当する場合は被扶養者として認定されます。

Q6. 自営業をしています。収入額はどの金額で判断しますか？

『所得金額』+『給与賃金』+『福利厚生費』+『減価償却費』+『接待交際費』+『消耗品費』+『雑費』+『青色申告特別控除額』を収入額とみなします。

健康保険法上の収入は、税法上の収入とは異なり、確定申告書（税務上）の『所得金額』では判断しません。

Q7. 自営業をしています。確定申告を行っていません。この場合の提出書類は何になりますか？

収入、経費が確認できる書類を提出してください。

提出

個人収入

Q8. 海外での収入があります。この場合の提出書類は何になりますか？

勤務先から発行された収入証明書（令和7年1月～12月分）を提出してください。

※外国語で作成された書類には「日本語の翻訳文」を添付してください。

日本語の翻訳文については、翻訳者の署名も追記してください。

Q9. 海外に家族が住んでいます。何を提出すればいいですか？

「仕送り証明書」と「対象者の収入が確認できる書類」をご提出ください。

※ご提出いただく書類が外国語記載の場合は、日本語に翻訳したものを添付してください。

就労目的や海外移住を目的に渡航されている方は被扶養者から除外されますので、削除の手続きをしてください。

Q10. 現在、母親を扶養しています。

同じ敷地に二世帯住宅で生活しており、世帯分離している場合は別居になりますか？

別居になります。

住民票を基準に判断しています。この場合は仕送り証明が必要です。

Q11. 仕送り額は、いくら送金すればいいですか？

別居している場合、収入が少ないからという理由だけでは扶養家族にはなれません。

基準の収入未満であり、なおかつ被保険者（本人）からの仕送りがあることが条件となります。

具体的には、下記の①・②のすべての要件を満たしていることが必要です。

① 被扶養者の年間収入

被扶養者の年齢など	年間収入
19歳以上23歳未満 (被保険者の配偶者は除く)	150万円未満
上記以外の60歳未満	130万円未満
60歳以上の場合	180万円未満
障害年金受給の場合	180万円未満

② 被扶養者への仕送り額

仕送り額（年間）	>	被扶養者の年間収入
かつ		
被扶養者の年間収入+仕送り額（年間）	>	年間標準生計費

*「年間標準生計費」とは、人事院が総務省の家計調査等に基づき算定した標準生計費（月）を年間分に換算したもの。

2025年4月～2026年3月までの年間標準生計費＝1人分：172万円、2人分：217万円

2026年4月～2027年3月までの年間標準生計費＝1人分：150万円、2人分：202万円

※仕送りの方法は銀行振込で第三者に仕送り額が証明できる方法で行うことが必要です。

Q12. 現在、被保険者は単身赴任しています。別居になりますか？

同居とみなします。

被保険者が業務上単身赴任の場合は、同居とみなします。（仕送り証明書の提出は不要です。）

Q13. 子供が大学等に通学のため別居しています。仕送り証明書は必要ですか？

不要です。

ただし、配偶者と子以外が別居の場合は、仕送り証明書をご提出ください。

Q14. 「年金のお知らせハガキ（年金振込通知書）」をなくしてしまったのですが、どうすればいいですか？

年金事務所に再発行を依頼してください。

Q15. 「年金のお知らせハガキ（年金振込通知書）」のどの金額で判断されますか？

『年金支払額』です。

Q16. 仕送り証明とは何ですか？

被扶養者（対象者）の生活実態が確認できる口座の通帳写しです。

令和7年8月～令和8年7月の仕送り証明書（誰から誰へ、いつ、いくら送金したかが明記されていて、
光熱費の引落とし、年金等の振込みがあることが確認できるもの）をご提出ください。

被扶養者側の通帳のコピーをご提出ください。

■ 下記の手段は送金の一部として認められませんのでご注意ください。

- ・手渡し
- ・クレジットカードなどの支払明細書
- ・同日に同額を入出金している

お問い合わせ先

不明な場合はご本人（従業員）よりお問い合わせください。

平日 9:00～11:30
14:00～16:30

ジェイテクト健康保険組合 （内線）770-2333 （直通）0566-22-6456